

平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
代表者名 代表取締役社長 余語 邦彦
(J A S D A Q ・ コード 6425)
問合せ先 I R 広報室長 關 宏毅
電 話 03-5530-3055 (代表)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、下記の通り、当社子会社・関連会社の取締役及び執行役員並びに当社及び当社子会社・関連会社の従業員及び顧問に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することといたしましたので、その概要をお知らせいたします。

なお、当社取締役及び執行役に対するストックオプションにつきましては今回発行いたしません。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社子会社・関連会社の取締役及び執行役員並びに当社及び当社子会社・関連会社の従業員及び顧問に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

後記(3)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,000 株を上限とし、後記(3)①により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を

次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会及び平成18年6月29日開催の第33期定時株主総会並びに平成19年6月28日開催の第34期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年経過した日の翌日から2年が経過する日（同日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得事由及び条件

- i. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ii. 当社は、新株予約権者が下記⑦に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権の行使の条件

- i. 対象者は、権利行使時においても当社関係会社の取締役及び執行役員または当社もしくは当社関係会社の従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ii. 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記iv. に掲げる新株予約権付与契約の定めによるものとする。
- iii. 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- iv. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間

前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記④に準じて決定する。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

前記⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)上記決議は平成20年6月27日開催予定の当社第35期定時株主総会において、承認決議されることを条件とします。

以 上